



農業委員会だより



農業委員会
ホームページ

発行者 大村市農業委員会 長崎県大村市玖島1丁目25番地 ☎0957-53-4111(内線351・352)

献穀米を無事に収穫!!

多くのご支援・ご協力ありがとうございました



写真は、抜穂祭の様子(10/4寿古町の斎田)
地元寿古町の郡中・福重小などの子どもたちが刈女・田男で参加



▲新嘗祭献穀献納式に出席した川本さんご夫妻と園田市長
(10/22宮内庁(東京都))

【主なページ内容】

- ・市長へ意見書を提出……………P2
- ・農業委員会の視察研修を実施……………P2
- ・利用状況調査結果のお知らせ……………P2
- ・農業者年金に加入しましょう……………P3
- ・がんばる若手農業者[Vol.34]……………P4

宮中献穀事業

すべての行事を滞りなく完了

昨年の5月から取り組んできた宮中献穀事業の行事が11月にすべて完了。播種祭に始まり、お田植祭、青田祭、抜穂祭、新嘗祭献穀献納式、県知事・神社庁への贈呈式など、滞りなく終えることができました。

奉耕者の川本真平さんご夫妻から、「皆さんのご理解・ご協力があり、無事に献穀米を献上することができました。内心、ほっとしています。今回の経験を糧に、農業者としてさらに精進していきたいです。」とコメントをいただきました。福重地区の皆さまをはじめ関係機関の皆さま、長期間の活動、大変お疲れさまでした。

市長へ意見書を提出

令和7年8月12日、園田市長へ「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました。

この意見書は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、地域における農業者等との意見交換会などの農業委員会活動の中で得た知見により、市が実施する農地等利用最適化推進施策等に対し、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき提出したものです。

内容は、①担い手の育成やスマート農業に対する支援拡充などの「担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策」、②地域計画内の耕作放棄地解消事業の創設などの「耕作放棄地の発生防止・解消に関する施策」、③山間地域における担い手不足の対策や農繁期における労力支援などの「新規参入の促進と労力支援に関する施策」、④おおむら産品の直売所整備や農業資材等の価格



高騰に関する対策などの「魅力ある農業の実現に関する施策」、⑤「有害鳥獣対策に関する施策」についてです。
これらの施策を関係機関が一体となって進めていただくようお願いしました。

農業委員会の視察研修を実施



農業委員会では、委員の資質の向上と大村市の農業の振興を図るため、視察研修を実施しています。昨年8月には福岡県筑後市と熊本県菊陽町を委員22名が訪問し、農業研究施設の視察や農業委員会との意見交換を行いました。

筑後市の農業研究センター筑後研究拠点の視察では、水稻乾田直播技術や温暖化対策による水稻栽培の最新の研究内容の話がありました。今後の米作りにおいても参考となる、興味深い視察研修となりました。

また、菊陽町農業委員会との意見交換会では、海外の半導体企業の関連会社の工場進出により多くの農地が転用され、様々な問題に直面し取り組んでいる状況などについて説明があり、出席した委員からは多くの質問が出され、よい意見交換の場となりました。

今回の視察研修で学んだことを、今後の農業の課題解決や地域農業の振興に、役立てていきたいと考えています。

利用状況調査結果のお知らせ

農業委員会では、農地法第30条に基づいて、市内の全ての農地を対象に、毎年、利用状況調査を実施しています。左記のとおり、令和7年度調査の結果をお知らせします。

農地利用状況調査の結果一覧

(単位：ha)

地区名	調査面積	遊休農地		
		再生可能	再生困難	計
三浦	179.74	14.33	1.70	16.03
鈴田	315.73	11.35	9.30	20.65
大村	259.56	46.40	2.93	49.33
西大村	120.40	1.23	0.88	2.12
萱瀬	266.88	21.59	4.31	25.90
竹松	135.62	4.82	0.25	5.07
福重	375.43	39.13	2.23	41.36
松原	210.73	11.29	5.28	16.57
合計	1864.09	150.14	26.88	177.03

○遊休農地の利用意向調査にご協力を

利用状況調査の結果を踏まえ、遊休農地で再生可能な農地の所有者に対し、今後の農地の利用意向についての調査を郵送しています。その調査が届いている方は、記載されている期限までにもれなく回答をお願いします。

農業者年金に加入しましょう

老後の備えは大丈夫ですか

国民年金の支給額は

年額 約**158万円**

国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万6千円、夫婦あわせて月額約13万円です。(令和7年を基に算出)

それに対して



老後の家計費 現金支出は

年額 約**269万円**

高齢農家世帯(夫婦2人)の家計費は現金支出で月額約22万4千円です。(令和3年総務省家計調査を基に推計)

上記のとおり、国民年金だけでは老後の生活費は十分とは言えず、自分で準備する必要があります。老後の備えに、農業者年金に加入しましょう。

農業者年金の加入要件

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

年間60日以上農業に従事

国民年金第1号被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く

65歳未満

60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者

充実した税制面の優遇措置

その年に支払った保険料の全額が所得税・住民税・復興特別所得税の「社会保険料控除」の対象になります。

○保険料支払いによる節税効果の目安

課税対象所得	税率	通常加入	
		保険料が月額2万円の場合	保険料が月額6.7万円の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

農業者年金の6つの特徴

- 1 農業者なら広く加入できます。
- 2 **積立方式・確定拠出型**で少子高齢時代に強い。
- 3 保険料は、月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で自由に決められます。
- 4 **終身年金**。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。
- 5 保険料は**全額社会保険料控除の対象**になります。
- 6 一定の要件を満たす農業者には**保険料の国庫補助(最長20年間)**があります。

農業者年金受給者協議会の活動

○グラウンドゴルフ大会を開催

大村市農業者年金受給者協議会(会員89人)は、11月7日、会員の親睦と健康作りのため、第17回グラウンドゴルフ大会を市陸上競技場で開催。秋晴れが広がる中、19名の参加者の皆さんは日頃の練習の成果を発揮し、楽しくプレーしていました。

成績結果は次のとおりです。

団体の部

▼優勝 大村中央チーム

▼2位 郡チーム

▼3位 三鈴チーム

個人の部

▼優勝 笹浦 保さん

▼2位 今里智明さん

▼3位 松添武良さん

○研修旅行を初開催

12月2日、新規会員の加入推進と会員の親睦を図るため、今回初めての試みとして研修旅行を開催。会員をはじめ、年金受給待機者や被保険者、またその家族などに広く募集を行い、18名が参加して佐賀県唐津市への日帰りバスツアーを実施しました。

研修では、農産物直売場や唐津城、玄海エネルギーパークなどを視察。参加者たちは観光地の景色や買いたいもの、昼食なども堪能し、一日を楽しんで過ごしていました。



がんばる若手農業者 Vol. 34



山口 鉄雄さん(48歳)

【経営内容】(松原地区)
イチゴ 18アール
水稲 35アール
【家族構成】
両親、本人、妻、
子ども2人

今後の抱負

私は、24年間、農協で主に営農部の販売担当として働いてきましたが、結婚を機に4年前に就農しました。両親が長年農業を営んでいて、いつかは継がなければいけないと思っていたので、いきつけかけとなりました。

主に、イチゴと米を栽培しています。農業は自然が相手で、近年の夏の猛暑により、病気などにやられないように細心の注意を払いながら、毎日イチゴ作りに励んでいます。収穫したイチゴは全て農協に出荷しており、一年のうちで量が一番収穫できる3〜4月ごろは特に忙しいですが、やりがいを感じ、イチゴ作りがとても楽しく思える時期です。

イチゴのハウス施設は、スマホで管理状況を見ることができスマート農業を取り入れています。温度管理なども自動でできるため、安定した品質で収量を上げることができます。これからも目標をもってがんばっていききたいと思っています。

今は両親と3人で農業を行っていますが、将来的には妻も一緒に取り組んで、おいしいイチゴを消費者の皆さんに届けられればと思っています。

切り取り

高齢、病気、後継者がいない等の理由で所有農地の適正な管理ができない場合や農業を規模縮小、または廃業し、他の農家への経営移譲等(貸付を含む)を考えている方は、相談カードに記入のうえ農業委員会事務局または最寄りの農業委員・推進委員にご相談ください。

◆大村市農業委員会事務局 宛(または、最寄りの農業委員・推進委員 宛)

相談カード(※希望する項目に○印を付けてください。)					
農地を 貸したい ・ 借りたい ・ 売りたい ・ 買いたい 農作業を委託したい ・ その他 (一個別相談希望)					提出(受理)日 令和
農地の所在地	地目	面積	作物	所有者名	条件等
大村市		m ²			
大村市		m ²			
大村市		m ²			
大村市		m ²			
大村市		m ²			
大村市		m ²			
氏名:	住所:	年齢	農家/非農家	担当委員名	
連絡先:	職業:				

※農地を借りたり、買う場合は、農地法等の要件を満たさなければなりません。

※物件が多い場合は、別紙で提出してください。

※国の指示による相談カード(意向調査票)の取扱いについては、プライバシー保護の観点から標記目的以外には使用いたしません。

＜お願い＞※今後の貸借等の参考とするため、下記について希望等をする場合は□欄にレ印をご記入ください。

- 農地バンク(農地中間管理機構:長崎県農業振興公社)による貸借契約を希望します。
- 新規就農者からの借受希望があった場合の情報提供については同意します。

農地を貸したい・借りたい・売りたい・買いたい!